

MONEY FOR PRESIDENT

高橋FPの 社長が知りたい お金の話

ファイナンシャル・プランナー
高橋 学



55歳。証券会社勤務を経て、ファイナンシャル・プランナーとして独立。証券会社時代から多くの経営者をクライアントに持ち、お金に関するアドバイスを行っている。

2024年 お金の制度改革カレンダー

相続に関する重要な改正が多数

こんにちは、高橋学です。新年、あけましておめでとうございます。さて、1月号の本コラムは、お金にまつわる制度改革がテーマ。2024年の注目点を見ていきましょう。

1月は、「NISA制度の拡充・恒久化を図った新NISAの開始」や「改正電子帳簿保存法の電子取引の対応義務化」など話題の制度改革が目白押しです。

このうち、住まいに関するトピックスとして覚えておきたいのが、住宅ローン減税の改正。2024年1月以降に建築確認を受ける新築住宅について住宅ローン減税を受けるには、「省エネ性能が必須」となります。省エネ基準に適合していない新築住宅は、原則住宅ローンの減税が受けられなくなるため、購入を考えている方は注意が必要です。

次に注目したいのが、事業承継にも関係が深い「相続税と贈与税の税制改正」です。生前贈与の仕組みには「暦年課税」と「相続時精算課税」の2つがありますが、改正により、暦年贈与の3年内加算ルール(相続開始前3年以内の贈与は相続財産に加算して相続税を計算する)が段階的に7年以内に延長される一方、相続時精算課税では年110万円の基礎控除が新設されます。税制面での優位性もあり、これ

まで暦年課税を利用する人が大多数でしたが、改正後は相続時精算課税の使い勝手も高まります。

相続関連ではこの他、4月から「土地・建物の相続登記の義務化」が始まり、相続人は、不動産を相続で取得したことを知った日から3年以内に相続登記する義務が課されます。正当な理由がなく相続登記をしない場合、10万円以下の過料が科せられる可能性があります。

社会保険の適用拡大の影響をチェック

年後半も重要な改正が続きます。経営者が特に注目したいのが10月に実施される「パート・アルバイトの社会保険の適用拡大」です。現在、従業員が101人以上の企業等で週20時間以上働く短時間労働者は、社会保険(厚生年金保険・健康保険)の加入対象となっていますが、加入要件が拡大され、従業員51人以上の企業等で働く人も義務化されます。適用拡大への準備として覚えておきたいのが、社会保険料の負担増と、「年収の壁」の影響。社会保険への加入によって手取り収入を減らしたくないと考える従業員の中には、労働時間の調整を検討する人も出てくるかもしれません。改正により会社にどんな影響が出て、どのように対応していくか、じっくりと考える必要があります。 M

■ 経営者の方が知っておきたい2024年カレンダー

- | | | |
|-----|---|---------------------------|
| 1月 | <ul style="list-style-type: none">● NISA制度の拡充・恒久化を図った新NISA制度スタート● 改正電子帳簿保存法の電子取引の対応義務化● 証券コードに英文字を使用● 住宅ローン減税を受けるのに省エネ性能が必須に | ● 相続税及び贈与税の税制改正施行 |
| 3月 | ● 「特例承継計画」の提出期限(事業承継税制の特例措置)※ | ● 相続時精算課税にかかわる基礎控除の創設 |
| 4月 | ● 土地・建物の相続登記の義務化 | ● 暦年課税による生前贈与の加算対象期間等の見直し |
| 7月 | ● 日本銀行券3券種を改刷(一万円券、五千円券、千円券) | ● マンションの相続税評価の見直し |
| 10月 | ● パート・アルバイトの社会保険の適用拡大(従業員51人以上の企業等) | |
| 12月 | ● 確定給付型の他制度に加入する場合(公務員を含む)のiDeCoの拠出限度額が月額1.2万円から月額2万円に引き上げ | |

※2023年12月14日に与党の税制大綱で提出期限の2年延長の方針が公表されました。

